

## 「第二期けんこう帯広 2 1」の中間評価（見直し）について

### 1 第二期けんこう帯広 2 1 とは

第二期けんこう帯広 2 1（以下「本計画」という。）は、平成 25 年度から平成 34 年度までの 10 年間で計画期間として、市民一人ひとりが、主体的に生活の質の向上に努め、健康づくりを進める社会環境を整備することにより、健康寿命を延ばし、健やかで心豊かに生活できるまちづくりを目指すことを目的に、市民の健康の増進を図るための基本的事項を示し、推進に必要な方策を定めたものです。

本計画は、「第六期帯広市総合計画」の分野別計画として位置づけられ、健康増進法第 8 条第 2 項に規定される、市町村健康増進計画としての性格を持つものです。

### 2 中間評価について

本計画において、策定から 5 年後に中間評価をすることが定められており、これまでの取組内容の進捗状況に加え、目標項目についてのアンケート調査を実施し、取組みの成果について分析を行います。

### 3 中間評価および計画見直しのスケジュール

中間評価の結果については、8 月を目途に中間評価報告を作成します。また、本計画の見直しが必要な場合は、市民や関係団体等からの意見を聴き、12 月を目途に改訂原案を策定し、パブリックコメントを実施して、明年 2 月に成案とする予定です。

#### <中間評価（見直し）スケジュール>

区 分	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月
健康づくり支援部会				第 1 回			第 2 回	第 3 回		第 4 回
厚生委員会	見直し方針			評価報告			改訂素案		改訂原案	改訂案
意向調査（市民、関係団体等）	アンケート調査		意見交換 ワーキンググループ会議						パブリック コメント	

### 4 自殺対策計画について

平成 28 年 4 月より、自殺対策基本法（以下「法」という。）が改正され、市町村は地域の実情に応じた市町村自殺対策計画（以下「自殺対策計画」という。）を定めることが義務づけられました。これに基づき、本計画に法で定める自殺対策計画としての性格を持たせるものです。

自殺対策の具体化にあたっては、本市の自殺に関する現状を明らかにするため、自殺の地域分析を行うほか、夏を目途に国から示される予定の計画策定ガイドラインに沿って、本計画に位置づける予定であり、本計画の中間評価（見直し）とあわせて進めていく予定です。